二　次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。
イ　当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者
ロ　法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
三　特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

2　前項第一号に規定する「指定有効期間満了表示」とは、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりする指定の有効期間が満了した旨の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をいう。
一　特定秘密であった情報を記録する文書又は図画　別記第二様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
二　特定秘密であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第二様式の「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を共に認識することができるようにすること。
三　特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件　別記第二様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）
第九条　行政機関の長は、法第四条第二項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
一　次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間を書面により通知すること。
イ　当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者
ロ　法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
二　特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第四条第四項の内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

（内閣に特定秘密を提示する場合の措置）
第十条　法第四条第五項の政令で定める措置は、収納物を外部から見ることができないような運搬容器に特定秘密文書等を収納し、施錠した上で、行政機関の長が当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員のうちから指名するものに当該運搬容器を携行させることとする。

（指定の解除に伴う措置）
第十一条　行政機関の長は、法第四条第七項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
一　当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。
二　次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を書面により通知すること。
イ　当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者
ロ　法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
三　特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

2　前項第一号に規定する「指定解除表示」とは、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりする指定を解除した旨の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をいう。
一　特定秘密であった情報を記録する文書又は図画　別記第三様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
二　特定秘密であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第三様式の「特定秘密指定解除」の文字及び枠を共に認識することができるようにすること。
三　特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件　別記第三様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

第三節　特定秘密の保護措置

（行政機関の長による特定秘密の保護措置）
第十二条　行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。
一　特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
二　職員に対する特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
三　特定秘密の保護のために必要な教育
四　法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定
五　特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
六　特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
七　前二号に掲げるもののほか、特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
八　特定秘密の伝達（特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第十八条第八号において同じ。）の方法の制限
九　特定秘密の取扱いの業務の状況の検査
十　特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
十一　特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生の防止その他の措置
十二　前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置

2　法第五条第一項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、当該特定秘密に関し同項各号に掲げる措置を講ずることとする。

3　法第五条第二項又は第四項の規定による通知は、当該通知に係る特定秘密である情報について第四条第二号及び第三号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（都道府県警察による特定秘密の保護措置）
第十三条　法第五条第三項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下この項及び第二十条において「警察本部長」という。）による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。
一　当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置
二　当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置
イ　当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第八条第二項に規定する指定有効期間満了表示（第十五条第一項第二号イ及び第十七条第二号イにおいて単に「指定有効期間満了表示」という。）をすること。
ロ　次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。
(1)　法第五条第三項後段の規定により当該警察本部長から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者
(2)　法第十条第二項の規定により当該警察本部長から当該特定秘密の提供を受けた者